

第7回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午後2時00分～午後2時27分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(21名)
4. 欠席委員(1名)
5. 議案
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明について
 - 議案第4号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員(3名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から10月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が5名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。最近、朝晩かなり涼しくなりました。体調を崩される方もおられるかと思いますが、十分お気をつけていただきたいと思います。5月から現在の委員さんの体制になりました。半年程経ちますが、これからも農業委員の活動にご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第7回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第3号、非農地証明について、1件、

議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について、1件、

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、2件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は4件でございます。議案書のほうは1ページから5ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相

事務局 続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。
以上でございます。

会長 只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の6ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、1, 265㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅から徒歩で1分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間250日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番 ●委員 10月15日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の、行政書士の●さんに電話で聞きました。

譲渡人の●さんは、内子町●にお住まいです。譲受人の●さんから栗の

●番
●委員

作付面積を増やして経営規模を拡大したいとの話があり、売買することになったそうです。申請地は、徒歩で1分程度のところにあります。

また、●さんは、農業歴40年、一緒に耕作される妻の●さんは、農業歴40年です。農機具は、管理機等も所有されており必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのこと。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の6ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、450㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅から車で2分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

10月16日、農業委員の●さんと一緒に、●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、内子町●にお住まいで、労働力不足により農作業もできなくなり、耕作困難であるため地元にお住いの●さんに譲渡することになったそうです。申請地は、車で2分程度のところにあります。

また、●さんは農業歴50年であります。農機具は、トラクターや軽トラ等も所有されており、今後も農業に励まれるそうです。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号3、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の6ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆、684㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅から車で2分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

事務局

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

10月16日、農業委員の●さんと一緒に●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、内子町●お住まいで、労働力不足により農作業もできなくなり、耕作困難であるため、地元にお住いの●さんに譲渡することになったそうです。申請地は、車で2分程度のところにあります。

また、●さんは、農業歴50年であります。農機具は、トラクターや軽トラ等も所有されており、今後も農業に励まれるそうです。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の説明をいたします。議案書の7ページをご覧ください。地図の方は、8から10ページになります。7ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 294㎡、です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、お二人は親子関係になります。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんは、家族が増え現住宅が手狭になったことや、将来の親の介護のために申請地を譲り受け隣接する宅地と一体利用して自己住宅を建築したいとのことです。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。敷地内を造成し、排水施設を設置して下水や雨水を処理することから、土砂の流出や周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相

事務局	当の案件ではないかと考えております。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。
●番 ●委員	10月13日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。 先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは●さんの娘であります。現住の住居が手狭になってきたことから、申請地と申請地に隣接する宅地を譲り受けて自己住宅を建築したいそうです。 周囲は、ほぼ宅地となっており、隣接する農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。 (全員異議なし)
会長	異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。 次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は、12、13ページになります。 11ページにお戻りください。 申請地は、内子町●の農地、畑1筆 9,054㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。 それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。現地写真は6ページ、7ページになります。5ページにお戻りください。 申請理由として、申請地は傾斜がきつく耕作するのが不便なことや、鳥獣被害も深刻で耕作管理するのが困難になったため、約23年前に杉を植林し現在に至ったもので、農地への復旧は困難な状態となっております。 また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

事務局

ご審議のほどよろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

10月16日、農業委員の●さんと一緒に現地調査を行いました。また、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は傾斜がきつく耕作するのに非常に不便であります。また、鳥獣被害も深刻で農地として管理していくのが困難であったため、約23年前に杉を植林し現在に至ったそうです。

現地も確認しましたが、山林となっており、始末書も提出されていることから、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

続きまして、議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の14ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は16、17ページになります。14ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年10月2日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、677㎡です。除外の目的は、資材置き場です。

それでは、15ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが資材置き場として利用するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請人は、建

事務局

築工事を行う工務店を運営していますが、建築用の資材置き場が手狭になったことから、新たな資材置き場として利用したいとこのことです。申請地以外では、当該事業を実施することが困難であることや、農用地利用集積計画の対象にもなっておらず、周辺農地への影響は少ないものと思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

10月17日、農業委員の●さんと一緒に申請地を確認した後、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんは建築業を営んでおられて、作業場や自宅に近いということもあり申請地を資材置き場として利用するために、農用地区域から除外するものであります。

周辺農地への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の18ページをご覧ください。内子町長より令和5年10月6日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和5年10月31日です。

事務局

集積計画の概要ですが、19ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が2筆 1,560㎡、畑が7筆 20,205㎡、合計9筆 21,765㎡です。

集積計画の内訳については、20ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、田2筆、1,560㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、畑7筆 20,205㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用賃借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしく願いたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。